

令和8年9月14日

土木部監理課
担当：松村・澤
076-225-1712
(内線 5020)

建設業許可の取消しについて

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	金沢石材工業協同組合	代表者氏名	番作 一之
主たる営業所の所在地	石川県金沢市米泉町10丁目39番5 HAKKEN金沢米泉ビル201号		
許可番号	石川県知事 (般-6)第14465号	許可を受けている建設業の種類	石

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和8年9月14日	処分を行った者	石川県知事
根 拠 法 令	建設業法第29条第1項第1号		
処分の内容（許可の取消し）			
建設業法第29条第1項第1号による建設業許可の取消し （石工事業に係る一般建設業許可の取消し）			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
金沢石材工業協同組合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者及び同条第2号に規定する営業所技術者が、別に個人事業を営んでおり、当該組合の営業所に常勤して専らその職務に従事しておらず、前記各号に掲げる許可の基準を満たしていなかった。 このことは、同法第29条第1項第1号に該当する。			
その他参考となる事項			